

第 5 8 号議案参考資料

議 案 名

桶川市職員の育児休業等に関する条例及び桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

育児と仕事の両立を支援するため、職員の育児休業の取得回数制限の緩和等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(改正条例第 1 条関係)

ア 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び育児休業の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するとともに、字句の整理を行う。

(第 2 条関係)

イ 非常勤職員の育児休業の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するとともに、号の細目の繰下げ及び字句の整理を行う。

(第 2 条の 3 関係)

ウ 非常勤職員の育児休業の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するとともに、号の繰下げ及び字句の整理を行う。

(第 2 条の 4 関係)

エ 育児休業法の一部改正に伴い規定の順序を改める必要が生じ、第 3 条の 2 へ移行するため、規定を削る。(第 2 条の 5 関係)

オ 育児休業の取得回数制限の緩和に伴い、育児休業等計画書により申し出た場合の再取得に係る規定を削るとともに、号の繰上げ並び

に引用部分及び字句の整理を行う。 (第3条関係)

カ 育児休業法の一部改正に伴い規定の順序を改める必要が生じたため、第2条の5で削った規定の内容を加える。 (第3条の2関係)

キ オの改正に伴い、字句の整理を行う。 (第10条関係)

(2) 桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

(改正条例第2条関係)

職員の妻が出産した場合における育児参加のための休暇の対象期間について、出産した子が1歳に達するまでに拡大する。

(第14条関係)

3 施行期日

令和4年10月1日